

# 暮らしとお金の豆知識

2017年

7月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

## 特集 情報提供の必要性と家族支援のあり方をどうするべきか



「介護サービスの利用がそろそろ必要かしら」そう感じた時。一般的な反応として、役所や介護事業所に足を運ぶことを考えるでしょう。相談者の感情としては、「介護が始まったら、仕事をセーブしないとダメかな」「親の貯金で大丈夫かな」という不安を抱えている状態であることから、介護サービスに対する期待は小さくありません。そのため相談を受ける側も選択のアドバイスや相談業務を適切に行うことが求められます。

人の感情として「快樂」と「不安」では不安に対するストレス方が強く感じるといいます。介護者にとって不幸なのは「自ら選択肢が消えていくことです」。

いざ介護となるとパニックに陥り人生の選択肢も見えなくなってしまうのです。

今の時代、介護と仕事の両立をセットで考え、情報を整理した上で、相談業務やご提案が必要なのですが、職員の方がそこまで手が回らないのが現状なのではないでしょうか。

仮に現役並みの収入が見込める利用者の負担割合3割が導入されますと、医療費・介護費の負担が増え、介護保険料負担により可処分所得が目減りするのは確実です。

また、認知症を患う要介護者とそうでない要介護者を比較した場合は、平均負担が2万円を超える割合が高くなっています。

介護費用の必要準備額を算定するのは、個々の求める介護の方法や介護を要する期間が判らないだけに、経済的な準備を促すために各専門家と連携体制づくりを行い、相談内容に応じてつないでいくことが超高齢社会では、ますます求められていくことでしょう。

## ? マネークイズのコーナー

今年5月26日に改正民法が成立。「敷金の原則返還」や「現状回復義務」の不明点が明文化されましたが、変わった改正事項はどれですか？



- 1: 通常使用の損傷や経過劣化は負担不要
- 2: 敷金は50%以上戻すことが義務とした
- 3: 連帯保証人の保証金額の限度額を明記
- 4: 3つすべて

## 今月のお知らせ

平成29年10月1日から「つみたてNISA」の申込が始まります。最長20年間の積み立てタイプの少額投資で最大800万円の投資が可能であることから低所得者向けの資産形成に向けた金融商品です。とはいえ全く知識なしで投資信託を始めるのは怖いものです。

そこで、介護職員さんを対象に『**初心者向けの無料レポートを差し上げています。**』施設名を明記の上FAXで資料の請求を

## コラム ▶ 相続トラブルは財産が少ないほど起こりえる。



介護に関連するトラブルとして「相続」があります。お金で解決できればいいのですが、財産は家と土地だけというケースが多く「財産分与」について相談される方が最近増えてきていると感じております。

介護に従事されているみなさんの周りではいかがでしょうか。

そこで今回は、先日行ったFP相談の事例を一部紹介したいと思います。

ご相談者は50代前半の女性看護師のAさん。ご家族は相談者のAさんと2歳下の弟さんがおり、弟さんは家族持ちです。

お父さま10年前に脳梗塞で亡くなり、寝たきりのお母さんの面倒を看護師のAさんが仕事を続けながら一人で介護を担っていました。

弟さんはたまに顔を見せる程度で母親の介護は看護師である姉に任せて、介護を手伝うことは殆どなかったとそうです。

Aさんご相談は「介護の手伝いをしない弟でも相続が発生するのですか？」というもの。

介護の貢献度によって相続で財産を分けたいものですが、お姉のAさんに特別に財産が多く渡るかという点、現実的にはなかなか難しいものがあります。

結論から言うとこのケースはどれだけ親身になって看護をしても、なにも準備もしなければ、母親の介護の手伝いを全くしない弟にも財産を「等分」にしなければなりません。

もし、面倒をみているAさんに「寄与分」となれば介護を始める前に公正証書の準備も・

## A マネークイズの答え

正解：1番と3番が正解です。

判例など明記されたものを明文化したことで、不動産契約が消費者保護に傾いたといえます。賃貸住宅のトラブルと言えば「敷金の返却」がありましたが、改正民法により、借主の原状復帰義務が、「通常の使用による消耗や経過劣化によるものは責任を負わない」となりました。連帯保証人の債務義務も過度な負担がないよう「保証金額の限度額を書面で合意しなければ契約無効」するなど賃借人の権利を守る改正となった

## ✍ 編集後記

7月2日は一年の折り返し日です。今年の夏は肌寒い感じですが、暑さに弱い私にとっては過ごしやすい毎日を過ごさせてもらっている感じです。札幌夏祭りが過ぎますと、地域のお祭りや介護施設で夏祭りの案内書を受け取る機会が多くいつも感謝しております。介護施設の入居者さんは夏の装いを楽しみしている一方で、職員の皆様は準備で多忙を極めている様子が目に浮かびます。人手が必要な時は気兼ねなく一声くだされば飛んでまいりますよ。

発行

日本理美容福祉協会 札幌センター

札幌市北区西茨戸1条1丁目8番27号

お問い合わせは011-311-4314 【ノーリエFP事務所】

